様式第３号（その１）（第２条関係）

景観形成基準対応説明書

（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 区域の別 | 市域全域（景観形成重点地区を除く） |
| 地名地番 |  |
| 行為の種類 | □建築物 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □工作物 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物・工作物 | 勧告・変更命令基準 | □飯能市景観計画の色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面の面積が、当該立面の面積の合計の３分の１を超えない。又は色彩の制限基準の適用除外である。 |
| 配慮事項 | 遠景～中景（広域景観の中での在り方） | □広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。 |
| □山の稜線や神社仏閣等の地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。 |
| 中景～近景（周辺景観の中での在り方） | □建築物、工作物（以下「建築物等」という。）の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。 |
| □建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としている。 |
| □建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。 |
| □建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。 |
| □建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。 |
| □建築物等の形態は、周辺の街並みや建築物と調和した形態としている。 |
| □建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。 |
| 建築物等のデザイン | 【建築物等の外観を構成するもの】□原色に近い色彩は避けている。□点滅する照明は避けている。□多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。 |
| 【屋外階段】□建築物本体と調和した外形としている。□建築物本体と調和した色彩としている。 |

（裏）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築物・工作物 | 配慮事項 | 建築物等のデザイン | 【屋上設備等】□外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲っている。□壁面、ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。 |
| 【植栽】□敷地内には、地域の景観に調和した樹種を植栽している。□道路等の公共空間に面する部分に植栽している。 |

備考　該当する□に、レ印を付すこと。

様式第３号（その２）（第２条関係）

景観形成基準対応説明書

（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の場所 | 区域の別 | 景観形成重点地区（宮沢湖周辺地区） |
| 地名地番 |  |
| 行為の種類 | □建築物 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □工作物 | 区分 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩変更） |
| □開発行為 |  |
| □物件の堆積 | 遮蔽物 | □植栽　□鋼板　□その他（　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物・工作物 | 勧告・変更命令基準 | □飯能市景観計画の色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面の面積が、当該立面の面積の合計の５分の１を超えない。又は色彩の制限基準の適用除外である。 |
| 配慮事項 | 配置・規模 | □道路境界や隣地境界からできる限り後退するなど、ゆとりある配置としている。 |
| □現況の地形を保全し、高低差を生かした配置としている。 |
| □山や丘陵、河川等の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮した配置、高さとしている。 |
| □周辺の屋敷林や樹林の高さを大きく超えない高さとしている。 |
| □周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえた配置、圧迫感を生じさせない規模としている。 |
| 形態・色彩 | □周辺の街並みや建築物と調和した形態とし、奇抜な形態を避けている。 |
| □外観を構成するものの素材は、自然素材等、周辺の景観と調和したものとし、光沢や反射のある素材の多用を避けている。 |
| □外観を構成するものの色彩は、自然色等、周辺の景観と調和したものとし、原色に近い色彩を避けている。 |
| □多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。 |

（裏）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築物・工作物 | 配慮事項 | 屋外設備・付属施設 | □建築物等に付帯する屋外設備は、外部から直接見えにくい場所に配置するか、壁面、ルーバー等で囲っている。 |
| □壁面、ルーバー等は、建築物等本体と調和した外形及び色彩としている。 |
| □駐車場、駐輪場、電気室、機械室、ごみ置場及び資材置場等は、なるべく外部から直接見えにくい場所に配置するか、植栽等により見えにくくしている。 |
| □屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩としている。 |
| □ネオンサイン、サーチライト、点滅する照明等は避けている。 |
| 外構 | □既存の雑木等をできる限り保全し、生かしている。 |
| □道路等の公共空間に面する部分はできる限り植栽し、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 |
| 物件の堆積 | 勧告基準 | □堆積の高さが３ｍを超えない。 |
| □遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。 |
| □飯能市景観計画の色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、遮蔽物の外観のうち各立面につき、当該立面の面積の合計の５分の１を超えない。又は色彩の制限基準の適用除外である。 |
| 開発行為・物件の堆積 | 配慮事項 | 造成・配置 | □現況の地形をできる限り保全し、生かししている。 |
| □切土、盛土は最小限としている。 |
| □のり面や擁壁は最小限に抑えるか、植栽等により周辺に圧迫感を生じさせないようにし、素材は自然素材等、周辺の自然景観と調和したものとしている。 |
| □堆積物は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺を植栽等により遮蔽するか、外部から直接見えにくい場所に堆積している。 |
| 外構 | □既存の雑木等をできる限り保全し、生かしている。 |
| □道路等の公共空間に面する部分はできる限り植栽し、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 |

備考　該当する□に、レ印を付すこと。